

第18回 安来市農業委員会議事録

令和6年12月23日 午後2時00分 第18回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	岩崎 金己君	2 番	添田 俊之君	3 番	新田 徹君	4 番	横山 芳明君
5 番	永塚 知芳君	6 番	足立 仁行君	7 番	北中 宏一君	8 番	木戸 芳己君
9 番	武上 隆雄君	10 番	仲佐 久子君	11 番	北川 正幸君	12 番	新田 里恵君
13 番	塩見 秀雄君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	18 番	齋藤 哲君
19 番	渡辺 和則君						

2. 欠席委員

17 番 吉村 正君

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年12月23日 1日
日程第 3	議第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第75号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第76号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第66号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第77号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第67号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について
日程第 9	報第68号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第69号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第70号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 12	報第71号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 13	報第72号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて
日程第 14	報第73号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて
日程第 15	報第74号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第18回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので

第18回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君
欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
17番 吉村委員です。

議長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により3番 新田委員、4番 横山委員を指名いたします。

議長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：齋藤 哲君
日程第3 議第74号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君
議事の前に、5番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、12番 新田委員の退席を求めます。それでは議事を進行します。まず5番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3から6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は6件で、所有権移転が6件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。5番の案件について、ご説明します。5番は、法人の規模拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約1キロ、農機具はトラクター12台、コンバイン9台、田植機5台、薬剤散布機2台を所有しています。また農地所有適格法人要件についても確認しております。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、XXXXXXXXXXです。以上です。

議長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について3番 新田委員お願いします。

3番：新田 徹君
3番 新田徹です。農地法第3条の規定による許可申請の議案第74号案件5号についてご説明させていただきます。譲渡人は圃場整備地内に申請地、XXXXXXXXXX、地目が田、7, 369㎡あり営農を行っていましたが、営農規模を縮小することとなり、この度、この地域で20, 602aを経営しております認定農業者である農事組合法人が譲受人となり規模拡大、拡充することになりました。周辺農地に

影響を与えることはないと考えますので、委員の皆様の審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、12番 新田委員の退席を解除します。

議長：齋藤 哲君

引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局：加藤 靖弘君

1番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は400メートル、農機具はトラクターを共有、管理機1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は400メートル、農機具はトラクターを共有、管理機1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩約5から10分、農機具はトラクター1台、田植機1台、運搬機1台を所有しています。労働力は親子で二分の一ずつ所有されますがその2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩約10分、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。6番は、受贈による所有権移転ですが、譲受人さんが神奈川県に在住しておられます。しかし耕作についてはこれまでと同様に法人が行っていきますので農地の効率的な利用、保全管理、近隣への影響については問題がありません。このことから許可要件を満たしていると判断しております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

続きまして、1番、2番の案件について 7番 北中委員をお願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。1番案件、2番案件は譲受人が同じでありますのでまとめてご説明いたします。譲受人が所有する圃場の隣接したところが今回の案件になりますので、譲受人が一体で管理したいという事で今回の3条申請になりました。耕作はこの安田地区で大規模でやっている法人にいずれもお願いしているので、他の田んぼに影響を与えることはありません。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

3 番の案件について 19 番 渡辺委員お願いします。

19 番：渡辺 和則君

19 番 渡辺です。3 番の案件につきまして説明をいたします。譲渡人は松江市の住所でございますが、住まいは譲受人の [REDACTED] で生活をしておりましたが、ご主人が亡くなられてから、その長女さんであります方が同居して一緒に暮らしておられました。この度、譲渡人が亡くなられた関係で贈与を受けるものでございます。長女さんの息子さんと 2 人で贈与を受けられるという事でございます。この農地につきましては自宅の近くでございまして、他に隣接する農地はありませんので、隣接する農地に影響があることはないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

4 番の案件について 1 番 岩崎委員お願いします。

1 番：岩崎 金己君

1 番 岩崎です。4 番案件について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係でもあり、譲渡人は県外に居住されておられ、滅多に帰って来られません。よって譲受人が管理されておられましたが、今回正式に譲渡の話が決まりました。今まで隣接とも問題なく申請は妥当と思われます。よって各委員さまの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

6 番の案件について 12 番 新田委員お願いします。

12 番：新田 里恵君

12 番 新田です。6 番案件の説明をいたします。譲渡人は旦那さんが亡くなられ農地を相続されましたが、旦那さんの直系の妹さんに渡したいと思われるようになられ、この度、義理の妹さんに贈与されるものです。圃場整備地内で現在法人が利用権設定で耕作しており、所有権移転にも同意し引き続き耕作されるので周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、2 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議第75号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は農業公共投資の対象農地であることから、第1種農地と判断します。転用目的は、農業用倉庫、農作業用地、車の回転場兼駐車場です。申請者は、この度米の乾燥保管、出荷準備および農機具一式を保管する農業用倉庫と付帯する農作業用地、

駐車場等の整備が必要となりましたが、自宅敷地には余剰地がなく、適地を検討しておられました。申請地は夜間に作業を行っても周囲に迷惑がかからず、所有農地からの距離も近いので最適地と判断されたところであります。これは転用目的が農業用施設であるため農地法施行令第四条第2項イに該当すると考えております。以上のことから農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について6番 足立委員をお願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。4条の1番案件について説明いたします。私あとで調査班の説明もやるんですけど、担当として初めに言った方が良いですか。同じような事を述べないといかんと思うんですけど。

議長：齋藤 哲君

はい、お願いします。

6番：足立 仁行君

良いですか。はい。現地はですね、申請人の家の近い所にありまして、申請人の所有の農地であります。ここに所定の土盛りをして、今言われた農業用倉庫、農作業用地、これを建てて利用するというような事になっておりまして、場所はですね、9ページを見ていただくと分かるんですけども、申請者のところ書いてありますがこのずっと下に行きますと、荒島の9号線に出て信号のところに出ます。そこからずっと行って大体100mか200m行ったところが現地の状況です。以上です。

議長：齋藤 哲君

はい、ありがとうございました。

議長：齋藤 哲君

1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第76号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。11ページに案件の内容、12から14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3

件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。転用目的は、真砂土採取、排水路設置で、権利の設定は賃借権の設定です。期間は一時転用で2年間です。賃借人は、現在、平成29年12月22日から令和6年12月21日までの7年間、一時転用で許可に基づき操業していますが、松江県土整備事務所にに対し、更に向こう2年間に渡り、採取期間継続の申請をしています。これまでと同様に真砂土採取事業に伴う作業用道路として運搬車両の幅員を確保するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当しないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、 です。2番は、農地の区分は農業公共投資の対象農地であることから、第1種農地と判断します。転用目的は、駐車場で、権利の設定は賃借権の設定です。借受人は で主に土木建築に関する建設請負を営む会社ですが、従業員の車や営業車、建設用機械等の駐車場が不足しているため、縦列駐車や車両入れ替え等で対応しておられ、大変不便でありました。このため従業員の不満を解消し、経営の効率化を図るため駐車場の新設を計画されましたが、既存の敷地では余剰地がなく適地を検討しておられました。申請土地は既設の会社敷地と隣接しており、会社経営上効率化が期待でき、借地についても整っているため、敷地の拡張を行い駐車場新設を行うものであります。これは農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張に該当すると考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、 です。3番は、農地の区分は申請に係る農地からおおむね三百メートル以内に松江県土整備事務所広瀬土木事業所が存在するため、第3種農地と判断します（農地法施行規則第43条第2項ハ）。転用目的は、事業用太陽光発電所で、権利の設定は所有権移転です。譲受人は主に太陽光、風力などの再生可能エネルギーを利用した発電事業及び電力の販売を営む会社ですが、このたび事業拡大による太陽光発電所の適地を検討しておられました。申請土地は平坦地で、比較的日当たりが良く、安定的に電力の生産が見込め、なおかつ今後も耕作をされる予定がなく、周辺は雑種地、道路に囲まれており、周辺農地への影響が少ないことから選定されました。第3種農地は農地法第5条第2項第1号ロの規定により転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、 です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番 添田委員お願いします。

2番：添田 俊之君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、2番の案件について14番 渡邊委員お願いします。

14番：渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、3番の案件について19番 渡辺委員お願いします。

19番：渡辺 和則君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を1班6番 足立委員お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。先ほど第4条の1番案件で現地調査班のことを言いましたけども、今回5条案件3つありますので合わせてそこまでの経緯を説明したいと思います。まず、今月の調査班は1班でして、先週の金曜日20日、事務局から申請案件の説明を受けた後、現地に移動しました。1班は塩見委員、仲佐委員、北中委員、岩崎委員と私を入れて5名、事務局から堀江局長、加藤主幹で現地調査を実施しましたので報告します。第5条2番案件について報告します。該当地は申請人が経営される会社の市道、地図を見ていただくと分かりますが、間にあるのが安来市道です。これを挟んだ対面が該当地になります。ここに約40cm程度の土盛りをして、東西の既存の用水路への排水、残りは地下浸透式で処理を行う予定だそうです。この隣の隣に既存の駐車場がすでにありまして、ここと同じやり方でやられるそうです。各種同意書も揃っておりまして、近隣への影響はないと判断し、調査班として許可妥当としました。失礼しました。今のが5条2番案件です。1番案件がですね、該当地は私が聞いた範囲では数十年前より真砂土の採取地に入出入りする関係者の車両が利用する作業道路、利用する目的で転用申請が出されたようです。その途中で作業会社も変更になっておられるそうです。今回、現在の作業会社が申請人になって、前回の申請条件と同じで2年間の一時転用の継続申請が出されたものです。前回と条件が同じでありますので、調査班として許可妥当としました。審議のほどお願いいたします。失礼しましたが、先ほど2番案件報告しました。続いて3番案件報告します。地図で言いますと14ページを見ていただくと、該当地は今後の耕作の予定がない、現状、背の高い草が一面生い茂っている状態の荒地です。ここに太陽光発電パネルを設置する予定らしいですけど、田面上均す程度の田面の高さとして、その上に防草シートを置いて雑草を防ぐということで、パネルの設置の周囲を1.5mの高さのフェンスで囲うということです。雨水は東西と北側に市道に設けられた既設の側溝がありましてここに流す。残りは地下浸透の形で行われます。たまたま調査中、担当部落の世話人さんが通りかかれて、この農地が転用されることを聞いているという事ですけども、特にトラブルとか要望は出ていないという事を聞いているという話をお聞きしました。業者の考えで今後何かトラブルが生じた場合の対応として、施工会社の名前、電話番号等を看板に書いて、その看板を該当地に設置するという説明を受けました。関係者の同意書も揃っており、近隣への影響もないと判断し、許可妥当と判断しました。審議のほどお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

15番 佐々木委員。

15番：佐々木 吉茂君

すいません、ちょっと事務局の方にもお聞きしたいことがありまして聞くわけですが、この田んぼは私もよく知っておりまして、安来ふるさと公社がずっと作っておりました。頼まれて、3年位前から止めたんですけども、これは地権者の方とちょっとトラブルがあったものですから、止めた関係上たぶん荒れたんじゃないかと思っております。私もこの田んぼに行って作業等々をやっておりました。とても先ほど事務局から説明があった3種の農地だと私は思っておりません。その3種農地という許可基準ですか、この理由を説明してもらいたいんですが、先ほどは建物があつてそこから200m、300mですか、距離の事を言われましたけども、その辺のところをちょっと教えてください。1点は以上です。あと2点位ありますが、とりあえずお願いします。

事務局：加藤 靖弘君

はい、3種農地の要件につきましてでございますけれども、農地法施行規則第43条第2項ハに国県市の庁舎とその支所を含むものですけれども、これらが申請する農地の300m以内に存在しておるエリアにつきましては3種農地であるという要件がございますので、そういったところに当てはめたところでございます。以上です。

15番：佐々木 吉茂君

すいません。

議 長：齋藤 哲君

15番 佐々木委員。

15番：佐々木 吉茂君

今の発言によりますと、例えば何か思いつくときにこの3種農地という事を頭の中に入れておけば、例えばこの伯太庁舎から300m以内であれば、たとえ立派な田んぼであってもそれは3種農地として判断するわけですか。

事務局：加藤 靖弘君

はい、3種農地になります。1種農地の要件と2種農地3種農地の要件が同時に合致する農地もあったりしますが、そういった場合も2種3種の方が強いというのがありますので、判断としてはそういった判断にはなりますけれども、ただ、だからといって、何でもかんでもという気持ちは私自身はありませんでして、総合的に判断していかないといけないなというふうには思っているところでございます。以上です。

15番：佐々木 吉茂君

例えばですね、今、申請された業者がですね、材料もみんなそろえておる、土地の所有者の許可もいただいた、お金も払ったと早くしてくれと言われれば、考える余地も無きにしも非ずという事ですか。

事務局：加藤 靖弘君

すいません、もう一度お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

例えば申請業者がですね、この伯太庁舎の後のところ、一連の素晴らしい田んぼの団地の中でも、ここに太陽光発電をやりたいと言って、例えば材料とかそういった資材を全部そろえてお金も準備したと、土地の所有者の許可もいただいてお金も払ったと、だから許可をくださいと言われれば許可をするという事ですか。

事務局：加藤 靖弘君

農地の立地要件としては許可ができる状態ではあるんですけども、そればかりではないと思っております。地元の委員さんたちと相談しながら決めていかないといけないというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

15番：佐々木 吉茂君

すいません。

議長：齋藤 哲君

はい。

15番：佐々木 吉茂君

今後の事なんですけども、こういった事例がいっぱいあると、どこでもかんでも全部3種農地にしてしまつて、例えば300m以内であれば、そして業者が望むような格好で太陽光発電なり、そういったものが出来ていくと、いわゆる農地のスプロール化がいつてしまうんですけども、そういった点について危惧を持っておられるというような事はありますか。

事務局：加藤 靖弘君

はい、今回のこの広瀬につきましてもそういった心配を持ちながらではありました。農業委員さんたちとも相談しながらではありましたけども、全員心配しながらであったという事だけは申し添えておきます。よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

議事を止めます。

議長：齋藤 哲君

議事を再開します。3番の案件については、運営委員会で検討していく案件であると判断します。そのため、継続協議とします。本件について継続協議としてご意見のある方はありませんか。

議長：齋藤 哲君

ないようですので、継続協議とすることで決定します。

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第66号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

15ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。16ページに案件の内容、17ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について8番 木戸委員
お願いします。

8番：木戸 芳己君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第7 議第77号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、7番 北中委員 12番新
田委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
18ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤
強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求
めるものです。計画要請については、21ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧く
ださい。今月は、賃借権192件、面積22万7千785㎡、使用貸借権46件、面積5万2千756
㎡、所有権1件、面積9千99㎡、全体で239件、総面積が28万9千640㎡となっています。詳
細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君
議第77号についてご説明いたします。先に議案の修正について報告いたします。24ページ申請番
号11につきまして、期間の始期は正しくは令和7年1月1日でございます。失礼いたしました。今
月の利用集積計画ですが、番号0001が農業経営基盤強化促進法による所有権移転です。番号1か
ら75までと番号87が農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号76から86までが農地中
間管理事業による利用権設定となります。ここで番号0001の所有権移転について概要を説明いた
します。このことは有限会社中海ブルーベリーファームが所有権を有する穂日島町の71番、72番、
73番の3筆を公益財団法人しまね農業振興公社へ所有権移転するものです。所有権移転の理由は有
限会社中海ブルーベリーファームの破産に伴い、仮登記担保権を有する公益財団法人しまね農業振興
公社が仮登記担保法の第2条による通知をしたことにより、代物弁済が発生するためです。本件につ
いて、所有権の移転を受ける者である公益財団法人しまね農業振興公社と、所有権を移転する者及び

所有権を移転する土地につきその使用収益権を有する者である破産者の破産管財人伊中祐輔弁護士の間で同意がなされています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、7番北中委員、12番 新田委員の退席を解除します。

議 長：齋藤 哲君

日程第8 報第67号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

46ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告されたので報告するものです。47ページから50ページに農用地利用集積等促進計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地1筆について、個人が使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和6年1月11日となっております。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第9 報第68号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

51ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。52ページから53ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、相続が4件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第10 報第69号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
54ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。55ページから59ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、9件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約8件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第11 報第70号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
60ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。61ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件です。1番は、届出者は島根県松江県土整備事務所長、担当部署は農林工務部 ほ場整備第3課です。事業名は「令和6年度 飯梨地区農地区画整理その5工事」で期間は令和6年11月25日から令和8年3月31日までです。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第12 報第71号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
62ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。63ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件です。1番は、届出者は平井建設株式会社 代表取締役 平井 徹です。事業名は島根県発注の「(都市計画道路) 飯島線防災安全交付金(街路) 工事」で期間は令和6年12月9日から令和7年9月30日までです。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第13 報第72号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
64ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり許可の取消願いの提出があったので報告するものです。65ページに案件の内容を掲載しています。今月の農地法第3条の規定による許可の取消願は、1件です。1番は、令和5年10月23日付指令安農委（第3条）第35号により、営農型太陽光パネルによる地上権の設定の許可を得ましたが、申請者の都合により許可を取り消すものです。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第14 報第73号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
66ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり許可の取消願いの提出があったので報告するものです。67ページに案件の内容を掲載しています。今月の農地法第5条の規定による許可の取消願は、1件です。1番は、令和5年10月23日付指令安農委（第5条）第10号により、営農型太陽光パネル支柱部分の賃借権の設定の許可を得ましたが、申請者の都合により許可を取り消すものです。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第15 報第74号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
68ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。69ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第18回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時13分)